

認定申請時に必要な書類等

認定申請は事業開始の日から起算して30日以内に、申請書(様式第1号)に、次の書類を添付して提出。

- (1) 法人の登記事項証明書又は営業開始届出済証明書
- (2) 定款又はこれに準ずるもの
- (3) 新設等による事業の用に供する土地に係る登記事項証明書、土地等売買契約書の写し又は土地等賃貸借契約書の写し
- (4) 新設等による事業の用に供する建築物に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認済証の写し及び同法第7条第5項の検査済証の写し又はこれに準ずるもの
- (5) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条第1項の労働者名簿
- (6) その他町長が必要と認める書類

交付申請時に必要な書類等

交付申請は、事業開始の日から起算して1年を経過した日(以下、「基準日」とする。)以後3月以内に、雇用促進奨励金交付申請書(様式第4号)に、次の書類を添付して、提出。

※先に認定を受けている必要があります。

- (1) 申請に係る従業員の住民票の写し
※基準日以降の原本を提出。
※家族全員でなく、個人となります。
- (2) 雇用の事実を証する書類
※雇用契約書等
- (3) 雇用保険被保険者証の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの
※労働者名簿等